

論 壇

医療に関する子どもの権利とは

那覇第一法律事務所

弁護士 永 吉 盛 元

子どもに対する医療の内容について、誰に説明するべきか。そして誰の同意を得ればよいのか。一般的に患者が未成年者である場合、どの年齢に達すれば、医療行為についての説明を受けて同意できるのか。その場合、同意を拒否することもできるのか。そもそも誰が未成年者に代わって同意を与えるのか。その地位にあるのは誰か。などなどについて必ずしも一致した見解があるわけではない。

理屈としては、未成年者に同意する能力がなければ、親権者やそれに準ずる者が代わって同意することとし、未成年者に同意する能力があれば、その未成年者自身が単独で同意するか否かを決めればよい。これを自己決定という。しかし、現実にはその未成年者に同意能力があるか否かは、明確ではない。

その患者（未成年者）に同意する能力が明らかに欠けていると思われる場合は代諾権者（普通は両親）の同意を求めるしかないということは理解できるが、同意能力があるとすることに不安があるような場合は、その本人（未成年者）と共に代諾権者である両親の同意も得ておくことが無難であろう。

同意能力を有していることが明確な場合は、その未成年者のみの同意だけでよいと言われている。しかし、それも現実にはそれほど同意能力が明確とも思えない。例えば、高校1年生でも社会経験が浅く、病気の症状を正しく医師に告げる能力が十分とは考えられなかったため、両親の同意を得るべきだったという裁判事例がある。この事例は少年が死亡したケースなので、医師のミスを指摘している感もあるが、死という結果がなかったらどう判断したであろうか。

未成年者に同意能力がない場合、その代諾権者と

は一体誰なのか。普通、その未成年者の両親と思われるが、父親が反対した場合、母のみの同意でよいのか。学校での事故でその児童生徒に対する診療行為を、校長の判断のみで行ってよいのだろうか。このように、未成年者に対する医療について、代諾権者の同意を要すると言っても、その代諾権者が必ずしも両親でなくてもよい場合があり得る。

次に、未成年者自身や両親などの代諾権者がその未成年者に対する医療行為を拒否する権利があるか。あるとすればどのような場合か。この点について我が国ではまともに答えた裁判上の事例はないのではないかと。ある信仰上の理由での輸血拒否について、倫理委員会の指針のようなものがあるかも知れないが、個々の医師の臨床判断にゆだねられているのではないかと。

未成年者に対する治療につき、その両親が拒否したとしても、その医師の治療行為に対する両親による拒否が社会的にみて、不適切ないし不必要と判断される場合は、両親にはそれを拒否する権限はない、としているのではないかと。

治療について同意する場合と比較して、拒否する場合の代諾権者の権限は、小さくなると解されている。それは正当なことだと理解できるが、問題は「社会的にみて適切ないし必要な医療行為とは何か」についてしっかりしたとらえ方が必要であろう。

次に、未成年者自身が医師の治療を拒否することは可能であるか、そして拒否することは許されるのか。それは患者の持つ自己決定権の問題である。判断能力の高い未成年者に、自分の医療について決定権を認めるという見解からすれば、その結果として医療を拒否したことで生命に危険が及ぶとしても、

医師にその責任を問うことはできず、治療を強制することも許されないことになる。

それは、その未成年者が自分に施される治療について医師から十分な説明を受け、医師の示したその治療を断れば、死の結果をもたらすことを十分理解できることが前提であり、そのうえで指示された治療を拒否したか否かが問われるべきである。

このように、いろいろな見解があると思うが、未

成年者が、生命を維持する治療を拒否する自己決定権を主張し、自分の命を失っていくことに私たちはやむを得ないと思えるべきか。宗教上の輸血拒否に限らず、未成年者、成年者を問わず、「死んでは困る」という素直な感情を持つことが大切ではないだろうか。

※「法律時報 2003.8 子どもの権利擁護と自己決定」参照